

日本心療眼科研究会 会 則

第1章 総 則

〔名 称〕

第1条 本会は「日本心療眼科研究会」と称する。

〔目 的〕

第2条 本会は目と脳と精神に関する学術研究、症例検討などを通して、眼科と精神科を中心とした医師および医療従事者の相互交流を深め、眼科領域のメンタルケアの向上を目的とする。

〔事 業〕

第3条 前条の目的を達成するため、以下の事業を行う

- 1 学術研究会・学術講演会
- 2 前項の企画を立案する世話人会の開催
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

〔世話人〕

第4条 世話人は研究会・講演会などを企画し、その参加者を募り、開催の実務を担う

第5条 本会の目的に賛同し、世話人会で承認された医師および医療従事者を、新規の世話人として追加することができる

〔会員〕

第6条 本会は当面は年会費を納める正会員を置かず、行事ごとの参加者の中で、希望者はメーリングリストに登録され、次回の行事の案内を受けることができる。

第3章 役 員

〔世話人会と代表世話人〕

第7条 世話人会は目的に応じて適宜開催され、本会の運営に必要な一切の事項を決定する。

第8条 代表世話人は、世話人の互選により選出され、複数（共同代表）の選出を妨げない

〔アドバイザー（顧問）〕

第9条 本会には、世話人会によって推薦されたアドバイザー（顧問）を置く。

〔会計担当・監事〕

第10条 本会には、世話人会の議決により会計担当（1名）、監事（1名）を置く。

第11条 会計担当は本会の関係する現金の出納、預金の管理を行い、監事はこれを監督する。

[役員の任期、交代]

第12条 役員は世話人会において選任し、辞任その他の事由により退任した場合、世話会の議を経て後任を決定する。

第4章 会費

第13条 学術研究会・学術講演会では参加費として実費を徴収する。

第5章 運営

第14条 本会は法人格なき社団として運営する。

第15条 本会の経費は、参加費、賛助金およびその他の収入により賄う。

第16条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第17条 本会の事業は、本会の目的に賛同する団体と共催することができる。

第6章 事務局

第18条 本会はオンラインでの活動が中心であるため、固定した事務局は置かず、開催予定の研究会・講演会の事務局がその任に当たる。また、ホームページに通年の連絡先（メールアドレス）を記載し、検討が必要な事項は世話人会で決定する。

第7章 会則の改正

第19条 本会則の改正は、世話会の決定により行われる。

付則

本会則は2024年12月4日より施行する。